

障害者(児)医療費助成事業 近隣市比較 対象者・所得制限など

市民交流部 医療助成課

	対象者								所得制限	一部負担金など
	身体障害				知的障害		精神障害			
	1級	2級	3級	4級	A	B1	1級	2級		
兵庫県	○	○			○			○	市町民税所得割 23.5万円未満 世帯合算する ※低所得者…世帯員全員が市民税非課税で、かつ年金収入を加えた所得が80万円以下	通院 1日600円(低所得者は400円)を限度に月2回まで負担 入院 定率1割負担 負担限度月額2,400円(低所得者は1,600円) 3ヵ月を超える入院の場合、連続する4ヵ月目以降は負担なし 他公費助成対象疾患、精神疾患に係る医療は対象外
宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	所得制限基準は県と同じ 世帯合算しない	一部負担金は県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成 精神疾患に係る医療を対象とする
尼崎市	○	○	○		○	○	○	○	所得制限基準は県と同じ 世帯合算しない (本人の所得のみで判定)	一部負担金は県と同じ 18歳未満の入院は負担なし 他公費助成後の自己負担額についても助成
西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	県と同じ	一部負担金は県と同じ 身体障害4級は入院のみ助成 知的障害B2(軽度)の一部を対象とする 他公費助成後の自己負担額についても助成
芦屋市	○	○	○		○	○	○	○	所得制限基準は県と同じ 世帯合算しない	県と同じ
伊丹市	○	○			○			○	県と同じ	一部負担金は県と同じ 他公費助成後の自己負担額についても助成
川西市	○	○	○		○	○	○	○	県と同じ 中度障害は低所得者のみ	一部負担金は県と同じ 中度障害は入院のみ自己負担額の3分の1を助成 精神疾患に係る医療を対象とする
三田市	○	○	○		○			○	所得制限基準は県と同じ 世帯合算しない	県と同じ
猪名川町	○	○	○		○	○	○	○	県と同じ 中度障害は低所得者のみ	一部負担金は県と同じ 中度障害は入院のみ自己負担額の3分の1を助成